

第2節 御小屋

1. 建造物の概要

(1) 建造物の概要

所在地 上益城郡山都町長原字東谷222番
構造・形式 木造平屋建て（伝統構法）、寄棟造、茅葺き
建築面積 89.55m²
規模 桁行9.85m、梁間8.94m

(2) 所有者・管理者

所有者 通潤地区土地改良区 管理者 山都町

(3) 文化財指定

昭和46年（1971）11月25日 町指定有形文化財（建造物）
平成22年（2010）2月22日 国選定重要文化的景観「通潤用水と白糸台地の棚田景観」重要な構成要素

(4) 現在の用途

現状平面は、南北二列の構成で、北側に座敷3室（8畳、4畳、8畳）、南側に土間の展示場と炊事場（6畳大）がある。展示場部分に入口、炊事場には裏口が設置されている。

平時は、通潤橋や水路管理に関する資料や写真等を展示し見学者へ公開している。通水石管の目地漆喰詰替の際には、漆喰製作を行う作業場として利用することから、建物内には、常時、漆喰製作機械（電力により材料を搗き混ぜるための機械）を据え置いている。また、北側の座敷部分は、通潤地区土地改良区の会議場所として使用されている。

2. 歴史

この建物は、通潤橋建設時の現場監督小屋（普請小屋）として建造されたもので、「御小屋」と呼ばれている。現場監督小屋を「御小屋」と呼称する例は、霊台橋（熊本県下益城郡美里町）建造工事でも確認できる¹。

(1) 通潤橋建設工事中

通潤橋の建設は、嘉永5年（1852）12月に着工する。御小屋の建造に関する記録は、「南手新井手記録」に「一、五老ヶ瀧之上御小屋直り、三月五日親方様列上下式拾五人之様子、酒壺斗壺升入候様子、佐野一郎右衛門様御引こし、飯たき犬飼貞兵衛」と記されている【史料編：史料7】²。この記録によれば、嘉永5年（1852）3月5日に御小屋が建ち、矢部手永会所下代の佐野一郎右衛門が引っ越し、炊事を犬飼村の貞兵衛が担当したことが分かる。また、詳細は不明であるが、親方様（惣庄屋布田保之助）など25人も確認を行ったと思われる。佐野は、通潤橋建設中には白糸台地側の現場に駐在し、対岸を担当した会所詰小頭の石原平次郎と2名で工事の指揮に当たっており、本記録と合致する。この佐野と石原は、鞘石垣や釣石の調査研究、石材の調達や確認、石積みの監理、費用の受け取りや支払いなど、現場において最前線の実務を担っている。

ここで、記録にある嘉永5年（1852）3月5日の状況を整理しておく。前月の閏2月に惣庄屋布田保之助をはじめとする矢部手永の役人らが、郡代に対し建設費用（入目銭）の借用、及び事業計画の承認を求めて初発の願書を提出した直後で、計画内容や技術的な事項について下問を受けていた頃と想定される。また、笹原川の「こふむりがせ」（こうもりが瀬、現こぶれがし）では「御試吹上樋」の試験中で、

通水石管の仕様検討の最中である。

手永では、藩庁との交渉の過程で12月の着工までの間に、現地条件を踏まえた計画の改良を実施している。最も大きな変更は、アーチ径を10間（もしくは12間）から最大の径を有する霊台橋とほぼ同等の15間3尺（約28.1m）にまで拡張することである。他にも、輪石の基礎部は石積み構造物から岩盤へ替えることなどが決まる。工事着工の約9ヶ月前という早い段階から、現地に「御小屋」（普請小屋）を設け、現場指揮を執る地方役人を配し、具体的な工事工法の検討などを進めていた。

なお、通潤橋・通潤用水の建設中には、通潤橋の左岸側や白糸台地内の新藤（「新藤御小屋」）などにも普請小屋が建造されていたと考えられるが、現存するのは本物件のみである。

（2）通潤橋完成後

通潤橋が嘉永7年（1854）8月晦日に完成すると、御小屋の建設地一帯は、白糸台地に用水が到達した象徴的な場所として「吹上所」と呼ばれる。これに伴い、御小屋も「吹上（吹揚）御普請小屋」と称される。通潤橋建設中の現場指揮を執った佐野に代わり、新たに三角忠一郎が「新井手見締助勤」に任命され、吹上（樋）の管理や、水路の枝井手（支線）の建造、分水の方法、開田作業の呼びかけ等のため駐在している³。

また、白糸台地内で大部分の開田が進んだ慶応2年（1866）頃には、惣庄屋布田市右衛門から小原村熊之允が「吹上ヶ御普請小屋番」に任命され、日常的な吹上樋の施設管理として水流の異常の有無を確認する役割を担っている⁴。明治時代以降には、通潤橋を含め用水の流量や分配の管理を担う「配水係（配水方）」（水利組合の役職の一つで、組合員の中から任命される。水管理を担う重要なポスト）の事務所でもあった。

こうした役人や担当者らの事務所としての利用のほか、御小屋の性格を考える上で特に重要となるのは、用水の利用や管理にかかる会議場所としての使用である。通潤橋完成直後の嘉永7年（1854）8月以降、台地内の水路工事が進む中、「吹上所」（御小屋）において、度々、受益村落の庄屋会談が催される。この庄屋会談では、開田作業の推進や分水の方法、水不足や洪水時の対応などの協議が実施された。この協議をもとに面積に応じた公平な利水規定が形成され、明治時代以降水利組合から現在の通潤地区土地改良区にまで、御小屋での会議の伝統と共に受け継がれている。

御小屋は、建造時から今日まで、通潤橋に象徴される「吹上所」に位置し、管理小屋兼会議場所として活用されてきた。通潤橋周辺及び白糸台地一帯が選定を受けた国の重要文化的景観「通潤用水と白糸台地の棚田景観」は、通潤用水の建造を発端として形成された景観が水利用や管理の伝統的システムと共に現在まで継承されていることが価値として認められたものである。御小屋はこの重要文化的景観の価値や特性を象徴する建造物として「重要な構成要素」にも位置づけられている。

3. 建築調査の結果

（1）調査概要

建築調査は、令和2年10月末から令和3年3月まで、及び令和3年7月から令和4年3月までの2ヶ年に亘り、図面作成、劣化度、構造安全性等の現況調査、改修痕跡調査に基づく復原考察等の業務を公益社団法人熊本県建築士会へ委託し実施した。以下に調査結果を抜粋してまとめる。また、本調査の指導をいただいた熊本大学大学院自然科学研究科教授伊東龍一氏による評価を（3）に掲載する。

（2）建造物の現況と改修痕跡

①構造部材

【小屋組】

現在の小屋組は、明治前期頃の古写真から二棟から一棟へ変わっていることが明らかである。伝統的な又首構造形式であるが、小屋裏の部材は仕口が新しく、殆どが更新されている。但し、梁や桁には又首尻の加工痕が残ることから、当初部材である可能性が高い。また、小屋裏には末口約90mm、長さ約3,280mm（約10尺）の又首材の古材1本が残置されており、二棟の場合の又首の長さとはほぼ一致する。なお、平成10年（1998）屋根改修時に、構造補強として一部新たな軸組が追加されていることが確認される。本来の小屋組とは緊結されていないものの既設の梁に直に留められており、梁の耐力が懸念される。

【軸組】

伝統的な貫構造を踏襲している。主柱寸法は4.5寸角、内法高さは5尺7寸、基準寸法は京間量の量割制による。柱・梁とも劣化は進んでいるが、虫損等の重大な損傷は見られない。外部の柱・梁には風食が進んでいる。

【床組】

全面改修されており、柱脚は切断され、新規コンクリートブロック基礎の上に載る。土台は壁モルタルで塗りこめられている。根太や床板材の一部は、既存再利用である。

②外部廻り

【屋根】

屋根の形状は異なるが、明治前期古写真においても草葺であることが確認され、茅葺が一般的である。

【外壁】

当初は土塗壁で漆喰塗であったと考えられるが、現在はモルタル下地で漆喰調塗材塗りに改修されている。

【開口部】

北面には下屋が付けられ、縁側、木製雨戸が使用されている。木製雨戸などは当初を踏襲するものと想定される。下屋については明治前期頃の古写真でも確認されるが、縁は明らかでない。

【その他】

南面の展示室廻りは、現況木製ガラス戸である。

③内部廻り

【床】

北面は畳敷きである。南面は、展示室や漆喰製作の作業に使用するため、玄関（西面出入口）から入ってすぐに間口2間、奥行き3.5間の土間（コンクリート床）に改修されている。

【壁】

全て改修されボード張りに塗装仕上げである。一部、北縁側の開口部上部小壁はボード張りの裏に塗り土を落とし竹小舞が残されている。

【天井】

竹張り天井である。

(3) 建造物の価値

御小屋は、現在では国指定重要文化財となっている通潤橋が建設された嘉永5年（1852）～安政元年（1854）の工事に際して現場の監理小屋として建てられた建物と伝えられている。御小屋の建物は、通潤橋の南側40m程の位置に北面して建つ、桁行9.85m、梁間8.94m、木造、平屋建、寄棟造、草葺の建物である。

平面は、表・裏の二列からなる。表には、西から、8畳、4畳、8畳の3室を配し、裏には、西から大きな土間と6畳大の炊事場からなる。表には半間巾の樽縁が取り付く。内部には、ほぼ全面にわたり竹簀子天井が設けられている。

小屋組は、西側、東側に、それぞれ二間梁を1間毎に架けて、中央の柱間1間の上方で、両小屋組に繋ぎ梁を架けて繋ぐ。表の4畳と縁との境の上部に架かる桁、および背面側の桁は新材を入れて繋いでいる。おそらく当初はこれらの材は無く、この2か所では、桁よりも一段低い位置に入る横架材が繋ぎ梁に代わる役割を果たしていたと考えられる。

すなわち構造的には、東西に桁行4間、梁間2間の2棟の建物を平行に配し、両建物を繋ぎ梁で接続した構造を成していた。また、東西に架かる二間梁の中央側上端には現在は使用していない合掌尻の痕跡がみられるので、屋根も、現在のように建物全体に架かる大屋根ではなく、東西に並び立つ桁行4間、梁間2間の同大の2つの建物に、それぞれ寄棟造・茅葺の屋根を架けて、1間幅の中央部に谷樋を設けた民家の平行二棟造の形式に似た構造形式の建物であった可能性がある。このような外観は、明治前期撮影とされる古写真（熊本市立熊本博物館所蔵「山崎アルバム」所収写真【巻末写真：写真69】）からも確認できる。

谷樋の入る1間の表には桁よりも一段低い位置に横架材が架かり、中央や背面にはその痕跡が残される。これらは、水勾配を確保して谷樋を支持するため「樋受」の役割を果たしていたと考えられる。表の樋受は、成が200mm程で、床上の約1760mmの位置に架かる。中央の樋受の痕跡は成260mmあって、床上1945mm程とやや高く、背面では成180mm、高さは床上を基準にすると表と同じ1760mm程で、これに支えられていた雨樋は中央が一番高く表、裏に低くかかり、雨水は表裏に落とされていたことになろう。

残されている表側の「樋受」には、上部、中央よりやや東寄りに雨樋を受けたと思われる欠き込みが残る。やや東よりなのは、東側の合掌がほぼ2間の梁間に対して組まれるのに対し、西側では、二間梁の両端のうち中央側を柱位置よりやや内側に張り出して伸ばし、その上で合掌を受けていて、そのため屋根もこの1間の「樋の間」のやや東寄りで接することになるからであろう。

次に、改造された箇所を検討したい。まず本来であれば、柱は自然石上に建つのが通例であるのが、コンクリートブロックの基礎に変わっている。柱の下部が切断されている可能性は大きい。また、建物が建ったままの状態での考察で、解体調査時のような精密な調査はできないが、見える範囲の痕跡から当初の間取りを検討すると、【図7-2-2】に示すような痕跡や先述の古写真から、【図7-2-3】復原平面図のような間取りが推定される。表側の3室は大きくは変わらないが、裏手は、現在の入口のある位置に土間があったのではないかとと思われる。しかし、隣接する部屋に近い側には床があったとみられ、土間の広さは不明である。また、現在炊事場になっている裏手東側は、隣接する部屋境に厚敷居、あるいは上框とみられる痕跡があるため、表側3室より一段低く床が張られていたと推定した。ここも一部に土間があった可能性も否定できない。

すでに記した御小屋の構造は、「二つ家」あるいは平行二棟造と呼称される民家の小屋組に似る。しかし、その場合には、二棟のそれぞれにザシキを含む床上部と、基本的には土間になるカマヤが納まり、間の一間は5尺程度とやや他の柱間よりも短く、座敷境に沿う土間上に雨樋が入るのが一般的である。これに対し、御小屋では、畳敷きの部屋が表に3室、裏が土間等となっていて、復原される桁や棟の方向と直交し、しかも谷樋の入る可能性のある1間は、他の柱間と同じく芯々で6.5尺となっていて、雨樋は表の四畳の上を通ることになる。

柱の太さは、いずれも136mm（4.5寸）前後で、大黒柱はない。柱間基準寸法は、すでに述べたように芯々で6.5尺、内法寸法は5.7尺で、当地の江戸時代の建物の標準的な寸法を採用している。

建設年代に関わることとして重要なのは、全国的には明治20年以降使用されなくなると言われる角釘

(和釘)がこの建物に使用されていることである。すなわち、表側(北面)の柱外部の内法上に、おそらく雨戸を入れるための一筋鴨居を留めていた角釘痕が認められ、東面から裏(南)面にかけての柱外部には下見板張の觔子あるいは押縁を留めていたと思われる角釘痕があり、また御小屋上棟の際に小屋に上げられていたと考えられる鑄矢が、現在は表側東の部屋の梁の側面に保存されているが、これにはかつて小屋組に留めていたと思われる角釘が、刺さったまま残されている。

熊本県に限定すれば、明治10年代後半には角釘は丸釘(洋釘)にかわる。したがって、この建物が明治10年代以前に建てられたことに間違いはなく、江戸時代の建物である可能性は高い。

また、通常の民家の居室部の柱であれば台鉋で仕上げるところを、この建物では樋受などの横架材はもちろん、柱にも手斧痕が認められる。この建物が監理小屋で、民家とは異なるために手斧仕上げとなったとも考えられるが、柱の手斧痕は民家であれば古いものにしか見られない。

一方で、梁と梁との交差部に栓を用いて固めるという熊本においては比較的新しい技法も見出すこともできる。

これに部材の経年感を合わせて考えると、ほぼ間違いなく御小屋は江戸時代末期の建物と考えて良からう。

以上より、建物の年代は江戸末期と考えてよく、したがって通潤橋建設時の建物と考えても矛盾しない。構造形式は、復原すると現在の大屋根とは異なる熊本県の民家の二棟造の構造に近いと言えるが、上述のようにその間取りや柱等の仕上げには当時の一般的な民家とは異なる顕著な特徴がある。建設現場の監理小屋の類例は他に見出すことができないが、この民家とは異なる特徴こそ監理小屋の特徴である可能性が高い。御小屋は熊本独自の平行二棟造の民家の特徴と監理小屋独自の特徴を併せもつ極めて重要な歴史的建造物ということができそうである。今後、一層詳細な調査が行われれば、この他に類例をみない歴史的建造物の特徴と魅力がより明らかになってゆくであろう。その成果をよく踏まえた上で、保存活用計画が策定され、より適切な保存と魅力的な活用がなされてゆくことを期待したい。

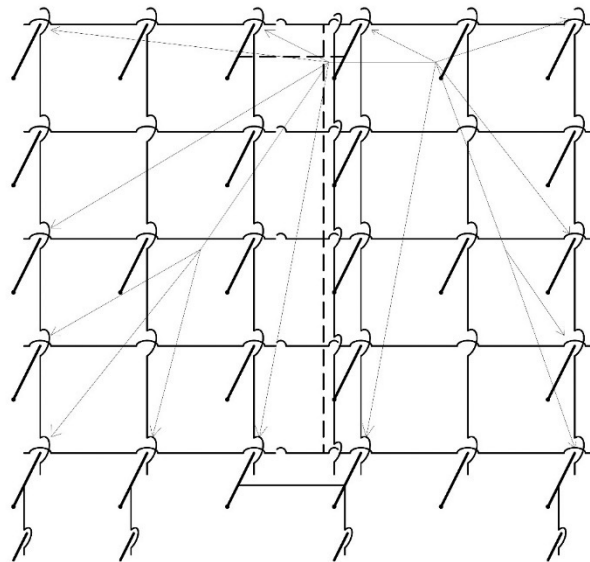


図7-2-1 架構図

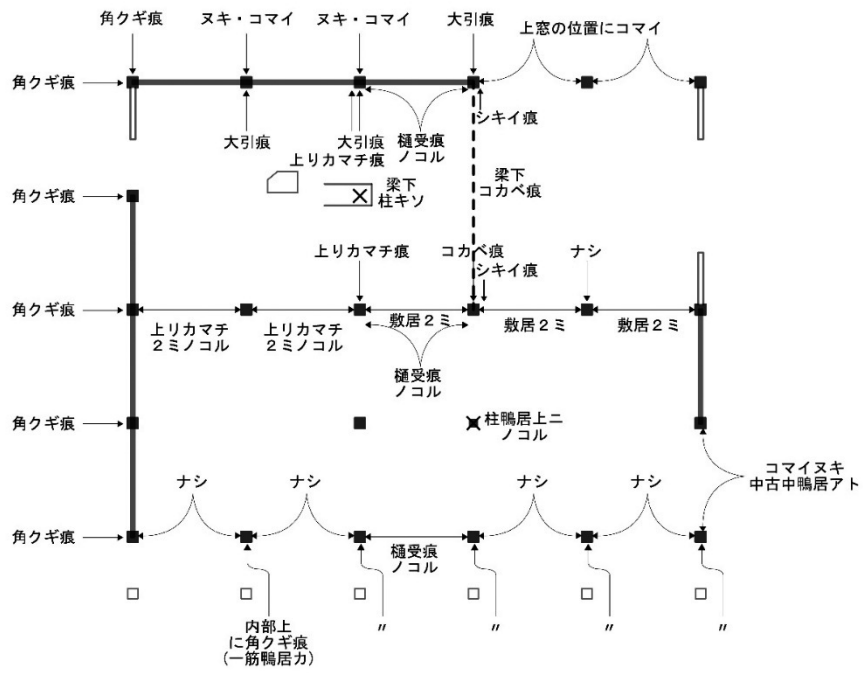


図7-2-2 痕跡図

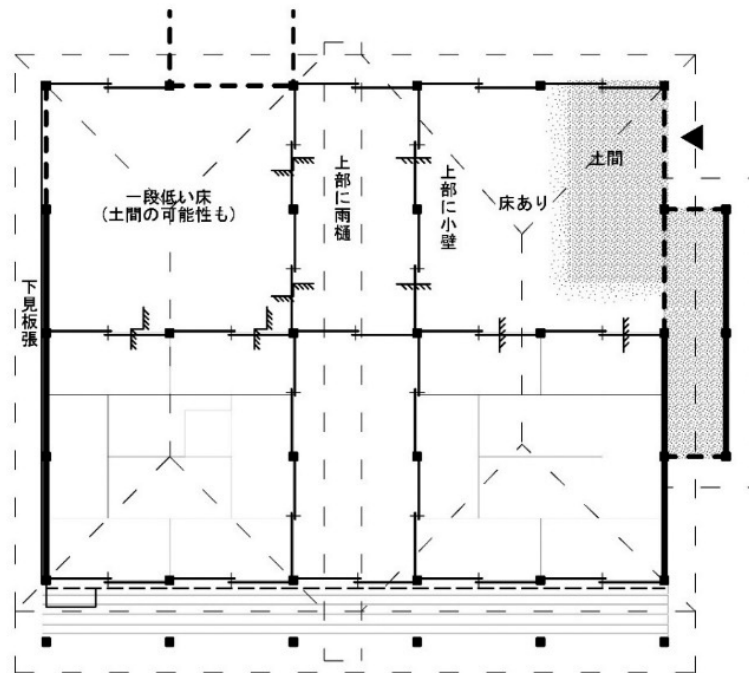


図7-2-3 復原平面図

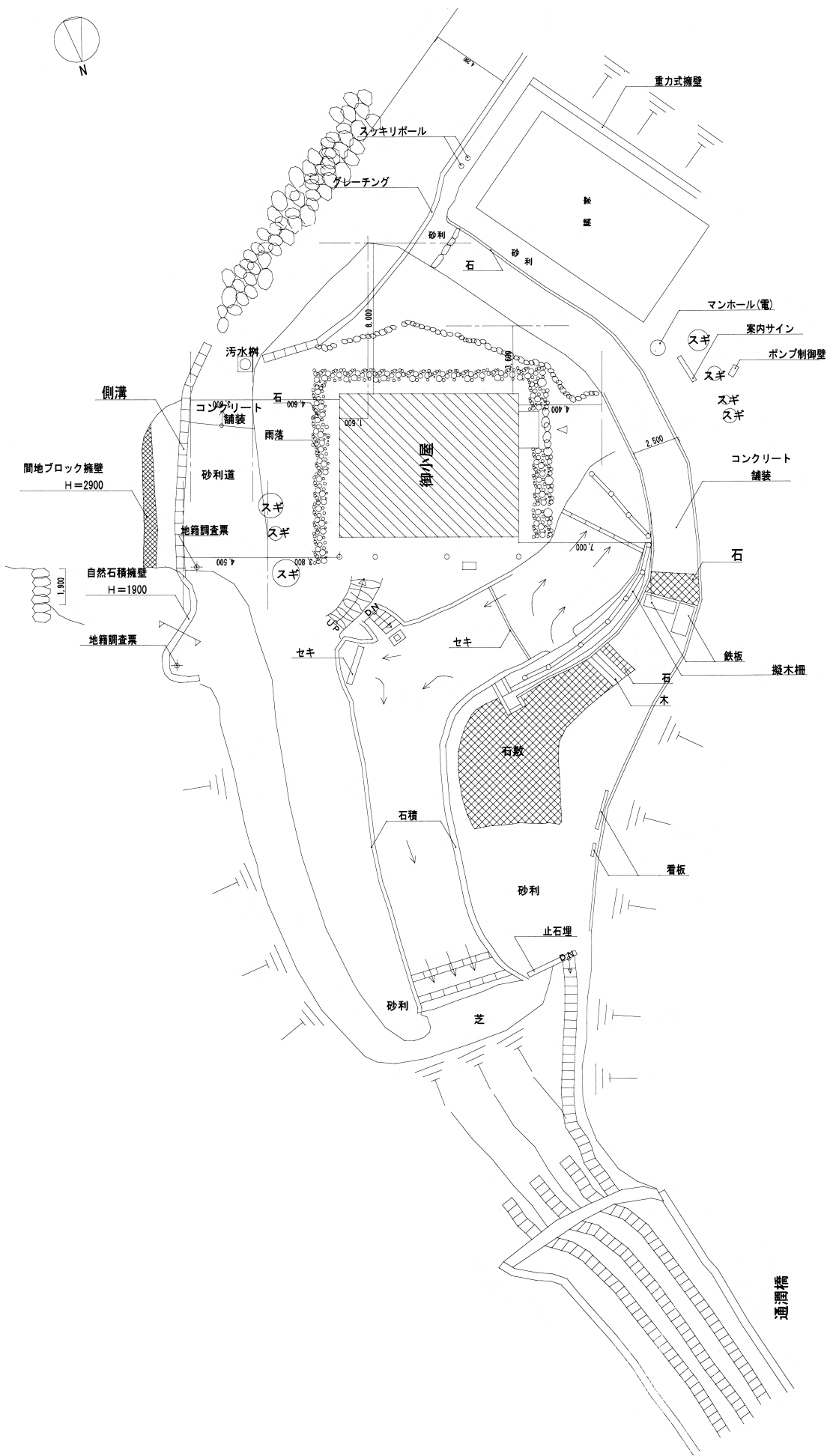


図7-2-4 御小屋 配置図 (S=1/300)

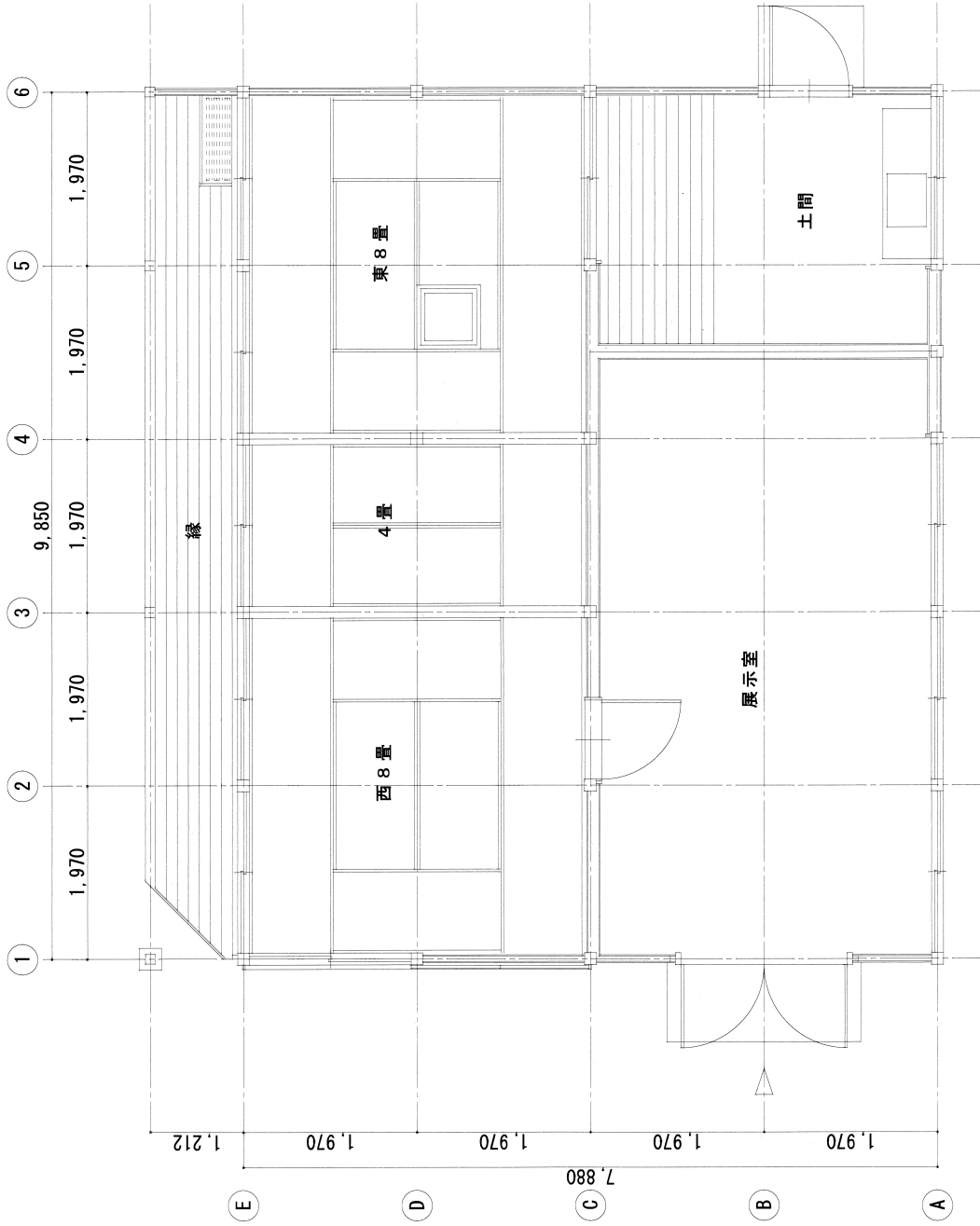
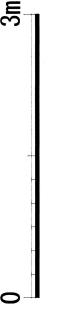
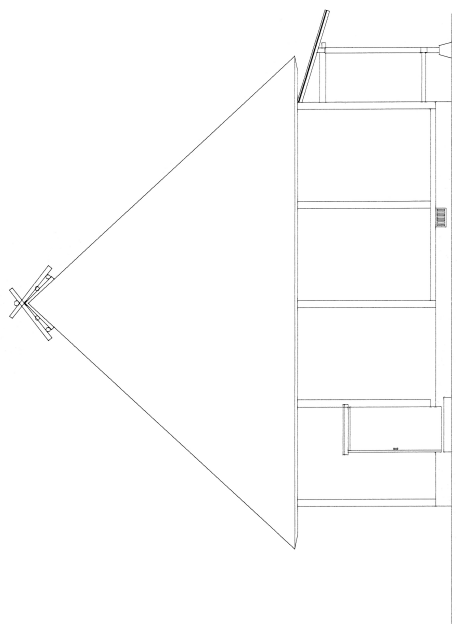
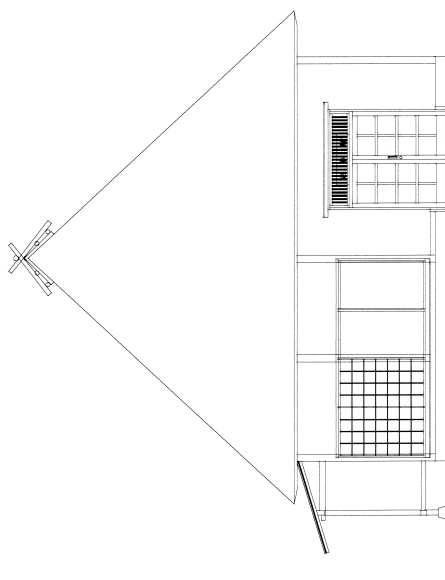


图7-2-5 御小屋 現状平面图 (S=1/80)

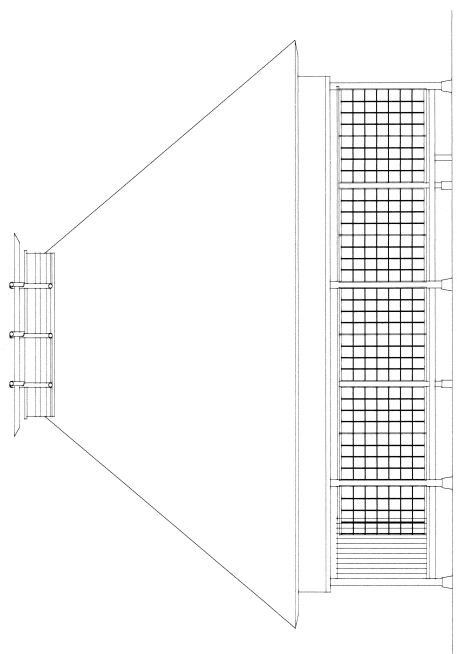




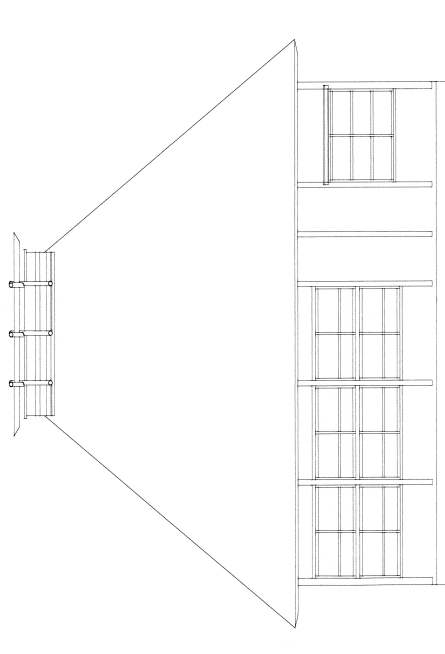
東立面图



西立面图



北立面图



南立面图



图7-2-6 御小屋 现状立面图 (S=1/150)

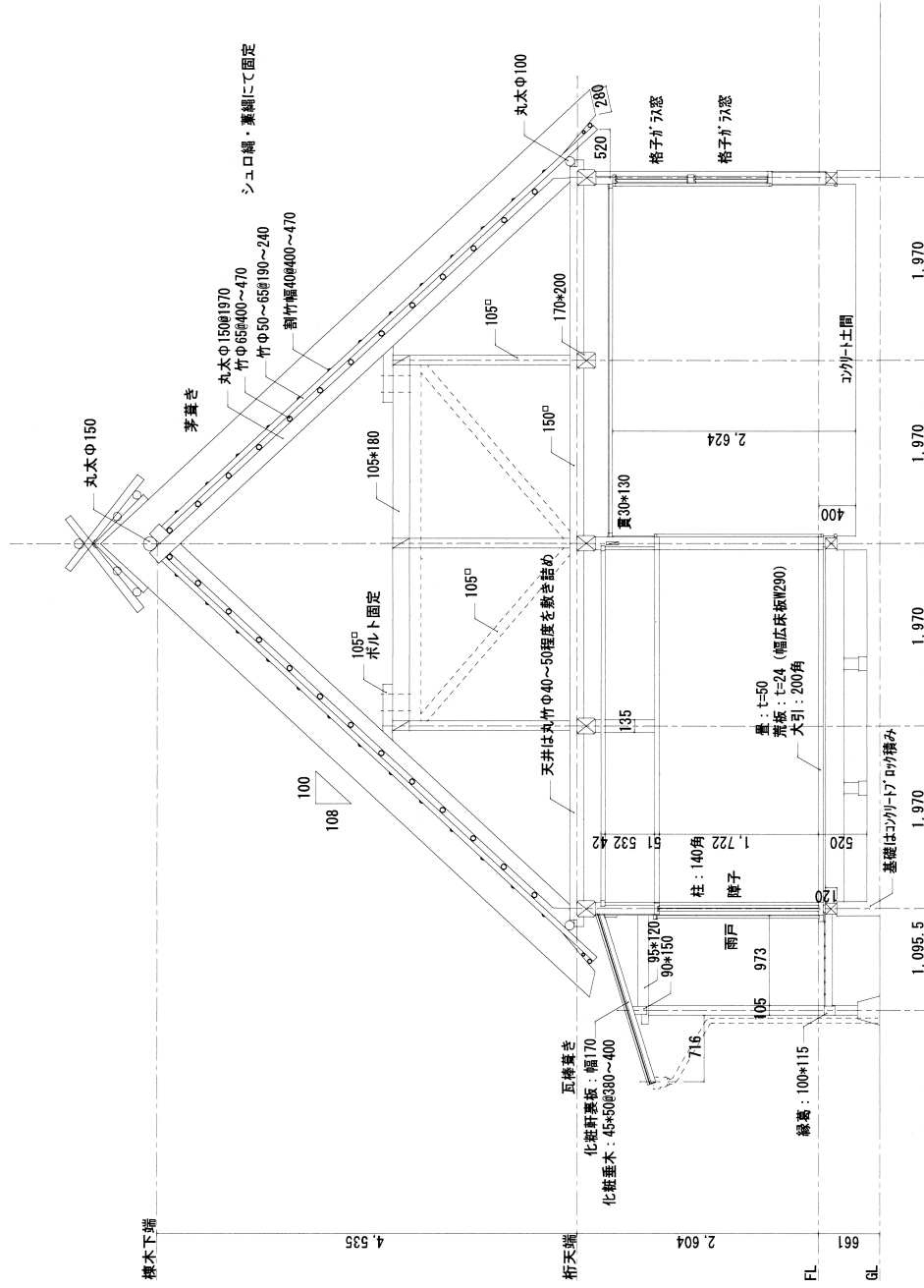
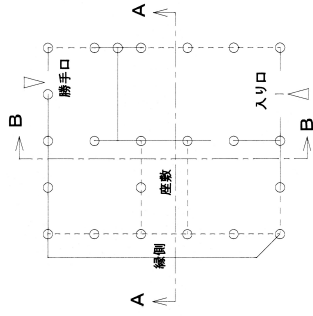


図7-2-7 御小屋 現状断面図1 (A-A断面) (S=1/80)



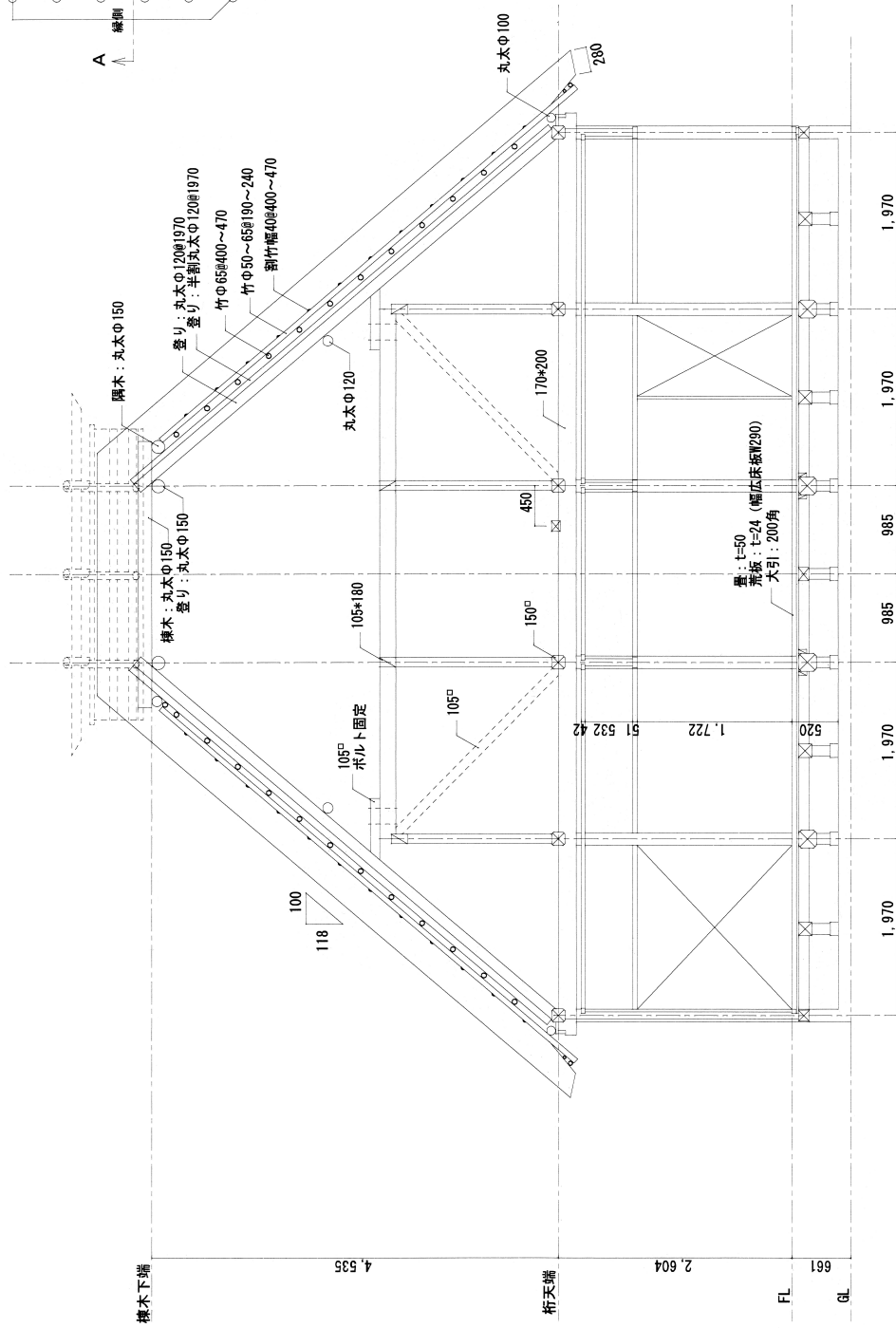
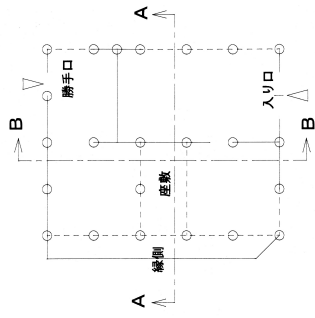


図7-2-8 御小屋 現状断面図2 (B-B断面) (S=1/80)



図7-2-9 御小屋 復原平面図 (S=1/80)

